

# 野生鳥獣の捕獲について

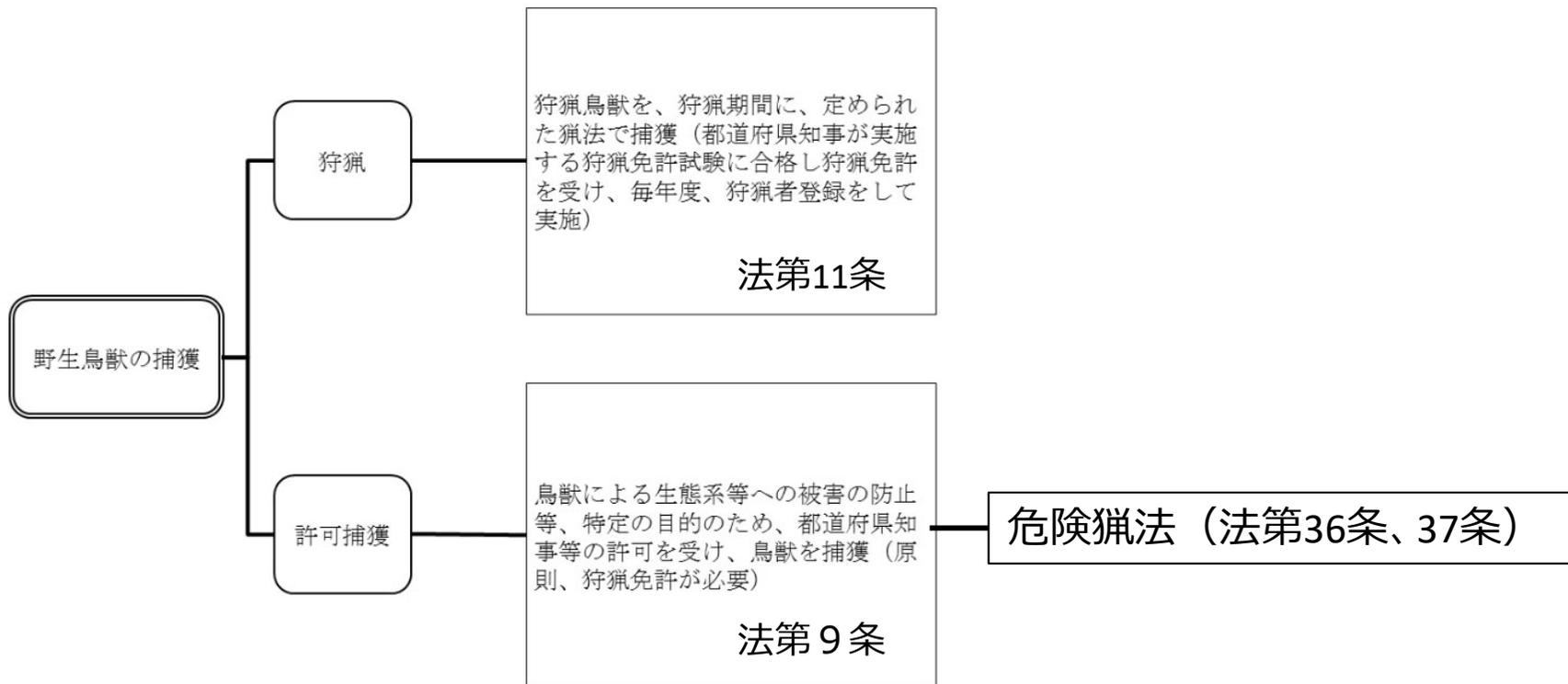
- 鳥獣保護管理法では、狩猟と許可捕獲を除き、野生鳥獣の捕獲は原則禁止。
- 被害防止や個体数調整、学術研究等の目的で捕獲する場合は、都道府県知事等の許可が必要。
- 危険猟法は、環境大臣の許可が必要。

## (危険猟法の禁止)

第三十六条 爆発物、劇薬、毒薬を使用する猟法その他環境省令で定める猟法（以下「危険猟法」という。）により鳥獣の捕獲等をしてはならない。

## (危険猟法の許可)

第三十七条 第九条第一項に規定する目的で危険猟法により鳥獣の捕獲等をしようとする者は、環境大臣の許可を受けなければならない。



# 硝酸塩を用いた危険猟法について

- 硝酸塩はシカ等の反芻動物にのみ影響を与える物質として注目されてきたが、現段階では、人畜や他の生物の影響への安全性が担保されていない
- そのため環境省では平成30年3月の局長通知により、硝酸塩を用いた猟法について法第36条の危険猟法として把握することを明確化
- 学術研究で知見を蓄積することを念頭に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第37条の審査基準を設けている

## 危険猟法

- ・爆発物、劇薬、毒薬を使用する猟法その他環境省令で定める猟法（以下「危険猟法」という）により鳥獣の捕獲等をしてはならないとされている。（法第36条）
- ・直接間接に人間の身体又は生命に対する危害を及ぼすおそれのあるもの、公共安全を維持するために必要なものが該当し得る。

### 爆発物 ・ダイナマイト等

### 劇薬

- ・発煙硫酸、塩酸、クロロホルム等

### 毒薬

- ・黄燐、砒素、塩酸カリ等

**硝酸塩（毒薬に該当）を使用する猟法**

### 主に麻酔薬として使用

毒物及び劇薬取締法 別表第1及び別表第2

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則別表第3

動物用医薬品等取締規則別表第2

### その他環境省令で定める猟法（規則第45条）

- ・据銃、陥穽
- ・その他人の生命又は身体に重体な危害を及ぼすおそれがあるわなを使用する猟法

# 硝酸塩を用いた猟法の審査基準について

法第 37 条の許可基準について、行政手続法（平成 5 年法律 第 88 号）第 5 条第 1 項に基づく審査基準

- ①：鳥獣保護管理事業において広く使用が認められると判断するに足る人畜や生態系等への影響等に係る科学的知見が不足していることから、それらを明らかにするための学術研究を目的とするものであること。
  - ②：法第 18 条に基づき、捕獲等した鳥獣を放置してはならないことから、柵等で囲まれ管理された環境下又は摂取した個体を把握して、死亡した個体を回収できる環境下において実施した上で死亡した個体を回収し、適切に処理すること。
  - ③：対象鳥獣以外の鳥獣の錯誤捕獲等を未然に防止するため、実際に餌を設置する環境において事前に、硝酸塩を混合する餌にどのような鳥獣が誘引されるかを確認して、捕獲対象鳥獣以外の鳥獣が摂食しないことを確認すること。
  - ④：人畜や生態系等への影響等を未然に防止するため、硝酸塩が周辺環境に流出するおそれが極めて少ない方法によること。
  - ⑤：確実に目的を達成するため、事前に対象動物の餌の嗜好性を確認する等、対象動物が致死量に至る量の餌を確実に摂食すること等を確認すること。
- 留意事項：人畜や生態系等への影響等の科学的知見が不足していることから、その影響を防止するための対応等も含めて、土地所有者、市町村の承認を得ること。

- 本審査基準を設けて以降、審査基準を踏まえた学術研究は実施されていない状況
- 対馬が島（閉鎖的な環境）であるとしても、島内には影響を受ける可能性のあるツシマヤマネコをはじめ多くの鳥獣が生息し、人畜への影響が明らかになっていない
- また、シカが十分な摂取量を摂取しないと効果がないことや、摂取してから効果が出るまでに時間を要するため死亡した個体を回収することなどの課題がある
- そのため、まずは現行の審査基準に沿って、学術研究として上記のリスクを最小限に回避した小規模な調査研究からご検討いただきたい

## 提案主体からの意見とそれに対する回答①

### 提案主体からの意見

#### ①影響がないことの証明

環境省からは「人畜や他の生物への影響がない。」ことの証明を求められているが、『ゼロ』や『ない』を証明することは一般的に『悪魔の証明』と言われており、その証明は不可能です。既に狩猟方法として確立されているわな猟・銃猟であっても人畜や他の生物への影響はゼロではありません。この手法だけゼロリスクを求める理由をお聞かせいただきたい。また、影響がないことを証明する手法も併せて提示いただきたい。

### 再検討要請に対する回答

硝酸塩を用いた捕獲手法は、わな猟・銃猟と比較し、捕獲対象となる鳥獣以外の鳥獣を無差別に捕獲するおそれが高く、平成30年3月の局長通知により、法第36条の危険猟法として把握することを明確化しており、法第37条の許可基準について、行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項に基づく審査基準を定めています。このことから、許可を得るためには、具体的にはこの審査基準を満たす必要があります。

## 提案主体からの意見とそれに対する回答②

### 提案主体からの意見

#### ②硝酸塩（硝酸ナトリウム）の使用

硝酸塩（硝酸ナトリウム）は自然界に広く存在している物質であり、『毒物および劇物取締法』に規定される劇物や毒物ではない。肥料にも含有されているため、肥料使用の影響を排除しづらく、①の証明も難しい状況にある。一方で、環境省は奄美大島で殺鼠剤を用いてマングースを駆除したと聞き及んでいる。殺鼠剤の使用が認められて、『毒物および劇物取締法』に規定されない硝酸ナトリウムの使用を規制する根拠をお示しいただきたい。

### 再検討要請に対する回答

硝酸塩は『毒物および劇物取締法』に規定される劇物や毒物ではないですが、上記局長通知の通り、危険猟法と整理されています。奄美大島で殺鼠剤を用いてマングースを捕獲した事例は、当該の捕獲手法は同じく法第36条の危険猟法となっていますので、法第37条の許可を得て実施されているものです。

## 提案主体からの意見

### ③半減目標達成時期の延期

環境省が令和5年度までの10年間で、イノシシ・ニホンジカの生息頭数を半減させる目標を立てていたが目標を達成できておらず、目標達成時期を5年間延期している。『更なる捕獲対策の強化』を図ると公表資料に示されているが、具体的な捕獲強化策は環境省側から示されていない。『硝酸塩の経口投与』を否定されるのであれば、人口減少が進む地方における具体的な捕獲強化策をお示しいただきたい。

## 再検討要請に対する回答

更なる捕獲対策の強化として、環境省では、シカの個体数を効果的・効率的に減少させるため、高密度地域の洗い出しを実施し、密度分布図及び都道府県による捕獲強化の考え方に関する資料を公表しました。

・令和4年度当初 本州以南シカ密度分布図

[https://www.env.go.jp/press/press\\_02936.html](https://www.env.go.jp/press/press_02936.html)

・いま、どこで捕獲を強化していくのか -密度分布図の活用とその応用

<https://www.env.go.jp/nature/choju/capture/pdf/cap6-01.pdf>

また、指定管理鳥獣捕獲等事業交付金によって、都道府県による奥山等の高密度地域における集中的・広域的な捕獲や、メスジカの狩猟捕獲等に対する支援を拡充しています。

<https://www.env.go.jp/nature/choju/reinforce/pdf/R06-summary.pdf>

以上のように、環境省では、高密度地域や、高密度地域と被害が多い地域が重なる地域での捕獲、メスジカを対象とした捕獲といった効果的・効率的な捕獲を促進しています。

## 提案主体からの意見とそれに対する回答④

### 提案主体からの意見

#### ④事業主体

対馬市としては、ニホンジカの生息頭数が減少しさえすれば良いので事業主体にはこだわらない。権限を持つ環境省が事業主体となっても構わないので、環境省による実証試験の実施を検討していただきたい。

### 再検討要請に対する回答

環境省では上記③で回答した取組を進めており、都道府県に対して広域的な管理を交付金等で支援しています。その中にはドローン・ICT等の新技術を活用した捕獲対策支援も含まれているため県にご相談ください。但し硝酸塩を使用する方法は①でお示した審査基準を満たす必要があります。なお、農林業被害に対しては農水省の鳥獣被害防止総合対策交付金も活用できます。